

公 示 日：2026 年 7 月 15 日（水）

調達管理番号：26a00440

国 名：モンゴル国

担 当 部 署：ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

調 達 件 名：モンゴル国ジェンダーに基づく暴力（GBV）被害当事者の自立・社会復帰促進アドバイザー（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：ジェンダーに基づく暴力被害当事者の自立・社会復帰
- （2）格 付：2 号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：ウランバートル市
- （5）契約履行期間（予定）：2026 年 9 月上旬から 2028 年 12 月上旬
- （6）渡航期間：2026 年 11 月下旬から 2028 年 11 月下旬予定
- （7）業務量の目途：24 人月

2. 業務の背景

モンゴルでは伝統的な家父長制に基づく社会通念・規範等により、ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence：GBV）、特に親密なパートナーによる暴力（Intimate-Partner Violence：IPV）が国全体で蔓延しており、深刻な社会問題となっている。JICA モンゴル事務所による調査（2025）によると、2024 年に登録された家庭内暴力の件数は 12,932 件であり、過去 5 年間で 20%増加している。同調査結果によると、家庭内暴力の被害者の 94.1%は女性であり、73.6%が配偶者やパートナーによる身体的暴力を少なくとも年に 1, 2 回（80.3%）受けると回答している。こうした暴力は女性に対して深刻な心身の影響を与えており、2020 年の UNFPA の調査によると、医療や社会福祉に係る費用の増加や、女性の労働参加や経済活動の低

下の要因となり、モンゴルにおいて年間約 380 億円相当の経済損失が生じているとされる。

こうした状況に鑑み、モンゴル政府は「ジェンダー平等の確保に向けた分野横断的戦略および行動計画(2022～2031 年)」を策定しており、その中で目標 1.5「ジェンダーに基づく暴力への分野横断的な連携と協力の強化」が規定されている他、家庭内暴力撲滅法(2004 年成立)により、家庭内暴力を予防・対処し、被害当事者やその家族の保護や安全確保のために必要なサービスの提供について、各政府関係機関や支援機関の責務を定めている。当該法律で規定された、被害当事者を一時的に保護する施設であるシェルターやワンストップセンターの設立・運営の取り組みもモンゴル政府によって進められており、特に家族・労働・社会保障省傘下の児童・家族開発・保護庁や、警察庁、NGO 等を中心に、全国で合計約 40 の施設において、年間約 5000 人の家庭内暴力被害当事者に保護サービスを提供している。しかし、これら施設の多くは家庭内暴力被害当事者の中でも、虐待やネグレクトを受けた児童の受入に注力しており、成人女性の被害当事者を受け入れられるシェルターは限られる。また、成人女性の被害当事者支援にかかる十分な政府の予算配分や、心理・医療・法律・社会福祉・労働等の様々な側面から支援を提供する専門職員の配置、被害当事者に寄り添った質の高いサービスの提供については未だ課題がある。

特に現在の支援制度は、主に短期的な保護に焦点を当てており、シェルターを出た後の長期的な自立・社会復帰に対する支援が不十分であることが指摘されている。成人女性の GBV 被害当事者が受けられるサービスのうち、特に社会福祉・労働面についての対応は不十分であり、法律により、被害当事者は、児童養育手当などの短期間の現金給付、食料支援、ライフスキルの習得や雇用などの経済的自立に向けたサポートを受けられることが定められているが、実際は一部のケースに限られている他、研修や雇用に関するサポートを受けたケースは少ない。成人女性の被害当事者の中には、シェルターを出た後、安定した住居がないために、一時的には親戚や友人の家に滞在したり、借金をして住居を借りたりするケースもあるが、長くは続けられず、元の暴力的な環境へ戻らざるを得ない場合も多いとされる。そのため、成人女性の GBV 被害当事者の中長期的な自立・社会復帰に向けた支援体制の強化が求められている。

このような背景から、本個別専門家は、家族・労働・社会保障省を主なカウンターパートとして、成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰にかかるパイロット活動の実施等を通して、被害当事者中心アプローチに基づいた中長期的かつ、より効果的な GBV 被害当事者支援の施策について、モンゴル政府に助言を行うものである。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

パイロット地域において、成人女性の GBV 被害当事者の経済的自立と社会復帰を促進する支援実施体制が強化され、同支援実施体制強化に向けた法・制度上の枠組みに係る政策提言が形成される。具体的には以下のとおり。

1. ウランバートル市内を中心に、成人女性の GBV 被害当事者の保護および自立・社会復帰支援に関する現状が整理され、実施機関/協力機関の職員の同課題に関する理解が向上する。
2. パイロット活動を通じて、成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰に向けた効果的なアプローチを検証し、実施機関/協力機関の支援サービス提供能力が強化される。
3. 成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰に向けた支援に関する制度上の課題と、パイロット活動から得られた知見・教訓が整理され、政策提言としてとりまとめられるとともに、全国の支援関係者を含む官民の多様なステークホルダーと共有される。

4. 業務の内容

【アドバイザー業務】

- 1-1 成人女性の GBV 被害当事者の保護および自立・社会復帰に向けた取り組みに関連する官民のステークホルダー¹について、ウランバートル市内を中心に把握する。
- 1-2 1-1 で把握したステークホルダーについて、成人女性の GBV 被害当事者の保護および自立・社会復帰に関する支援の実態及び能力を分析し、研修ニーズを確認する。
- 1-3 児童・家族開発・保護庁や NGO、ドナー等の過去の研修モジュールを確認し、関係機関と協議の上、成人女性の GBV 被害当事者の保護および自立・社会復帰に向けた支援能力開発のための研修計画及び必要な研修モジュール・教材を作成する。²

¹ 家族・労働・社会保障省、児童・家族開発・保護庁、警察庁、児童・家族開発・保護庁のシェルター、警察のシェルター、その他機関の運営するシェルター、シェルター予算を配分する各区の区長等、各区の児童・家族開発・保護課、ホロー長を含む Multi-Disciplinary Team、NGO、ドナー、自立・就労支援員含む、生活困窮者を対象とした JICA の他事業の関係者等。

² 各調査報告書に記載のモンゴルの現状を踏まえた上で、Multi-Disciplinary Team や、シェルタースタッフに向けた研修について、本事業で実施すべき具体的な内容や手法を提案願います。

1-4 ウランバートル市内を中心に、上記で策定された、GBV 被害者の保護、自立・社会復帰を促進するための能力研修の実施を支援する。

2-1 M/Mに記載のクライテリアを中心に検討し、パイロット地域を選定し、パイロット活動の裨益者を特定する。

2-2 パイロット地域において、成人女性の GBV 被害当事者を中心に、自立・社会復帰に向けた支援に関する裨益者のニーズを把握するための分析を実施する。

2-3 パイロット地域を中心に自立・社会復帰支援に有用なリソース、協力的な機関・企業等を特定する。

2-4 成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰支援（起業支援及び就職支援等）にかかる効果的な支援アプローチ・方法を模索するためのパイロット活動を計画する。³

2-5 策定されたパイロット活動計画の実施を支援する。

2-6 パイロット活動のモニタリングを行い、知見や教訓をとりまとめる。

3-1 成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰に向けた支援に関する制度上の課題⁴を分析するとともに、中進国を中心とした他国との比較や、国際的な基準等との比較を行う。⁵

3-2 3-1 の分析結果、および成果2のパイロット活動から得られた知見と教訓に基づき、関係機関と協議の上、成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰にかかる政策提言を策定する。

3-3 官民のステークホルダーに対し、活動の成果等について共有するセミナーを実施し、3-2 の政策提言について共有する。

【事業マネジメント業務】

① 家族・労働・社会保障省と密に協議してプロジェクト実施方針を検討し、事業の実施計画（ワークプラン、年間計画等）を策定する。

② 必要に応じて、事業の関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会合等

³ 成人女性のGBV被害当事者が受け得る就職支援、および起業支援に係るパイロット事業について、具体的な内容や手法をそれぞれ別々に提案願います。

⁴ サービス提供体制や調整メカニズム、政策、予算、法律等に関連して。

⁵ モンゴル政府が参考にすべき比較対象について、具体的な比較の観点や切り口と比較対象の選定基準について、提案願います。

を検討・実施する。

- ③ 家族・労働・社会保障省と共に、進捗状況、成果、課題、教訓等についてモニタリングし、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。
- ④ JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。
- ⑤ 年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画等)の進捗状況の管理を行い、本事業の備上スタッフの業務や労務管理を適切に実施する。
- ⑥ 進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、家族・労働・社会保障省や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ⑦ 事業の活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務について適切に実施する。
- ⑧ プロジェクトの成果に関して、モンゴル国内外において本プロジェクトで得られた知見の発信や共有を行う。
- ⑨ その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組や働きかけを、JICA 本部・事務所と適宜相談しながら推進する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	成人女性の GBV 被害当事者の保護 および自立・社会復帰に向けた支援能力開発のための研修に係る、 現時点で考え得る具体的内容や手法	1-3 の業務に関わる内容。
2	成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰に向けたパイロット事業について、現時点で考え得る具体的内容や手法	2-4 の業務に関わる内容。
3	中進国を中心とした他国との比較や、国際的な基準等との比較について、現時点で考え得る具体的な	3-1 の業務に関わる内容。

	比較の観点や切り口と比較対象の 選定基準	
--	-------------------------	--

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	ジェンダーに基づく暴力被害当事者支援対応に係る 各種業務
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁶	渡航開始より1か月 以内	ガバナンス・平和構築部	－	英語	電子データ
		(CC:モンゴル事務所)	－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
月報	当該月の末日から 10 営業日以内	ガバナンス・平和構築部 (CC:モンゴル事務所)	－	日本語	電子データ
3 か月報告書	渡航開始より3 か月 ごと ⁷	国際協力調達部 (CC:ガ バナンス・平和構築部)	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6 か月 ごと	国際協力調達部 (CC:ガバナンス・平和 構築部、モンゴル事務 所)	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	ガバナンス・平和構築部 (CC:国際協力調達部、 モンゴル事務所)	－	日本語	電子データ

⁶ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁷ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 11 月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

(個別) 本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室から配付しますので、gpgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・モンゴル国ジェンダーに基づく暴力 (GBV) 被害当事者の自立・社会復帰促進アドバイザー案件形成調査報告書

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・Data Collection Survey on Gender-Based Violence in Mongolia
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000056516.pdf>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 7月 29日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 8月 7日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 8月 19日16時～17時30分
4	評価結果の通知	2026年 8月 24日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：特になし

(2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続い

ただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,522,000	1,708,000
	個人	1,168,000	1,355,000

② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		525,400	557,700

③ 住居費：1,800 ドル／月

④ 航空賃（往復）：366,310 円／人

（２） 便宜供与内容

ア) 空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通 訳 備 上：なし

オ) 執務スペースの提供：家族・労働・社会保障省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４） 臨時会計役の委嘱⁸

業務に必要な経費については、JICA モンゴル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記

⁸ 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかしながら、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

載は不要です)。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名：モンゴル

案件名：（和名）ジェンダーに基づく暴力（GBV）被害当事者の自立・社会復帰促進アドバイザー

（英名）Advisor for Promoting Rehabilitation and Economic Empowerment of Gender-Based Violence Survivors

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国におけるジェンダーに基づく暴力の現状・課題及び本事業の位置付け
モンゴルでは伝統的な家父長制に基づく社会通念・規範等により、ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence：GBV）、特に親密なパートナーによる暴力（Intimate-Partner Violence：IPV）が国全体で蔓延しており、深刻な社会問題となっている。SDGs 指標 5.2.1 の各国比較（2023 年）によると、「過去 12 か月間に、現在または元パートナーから身体的および／または性的暴力を受けたことがある、これまでにパートナーを持ったことのある女性および少女の割合」（15-49 歳）は 12.1%。東・東南アジアでの同比率平均は 9.2%で、モンゴルは同地域では突出している。JICA モンゴル事務所による調査（2025）によると、2024 年に登録された家庭内暴力の件数は 12,932 件であり、過去 5 年間で 20%増加している。同調査結果によると、家庭内暴力の被害者の 94.1%は女性であり、73.6%が配偶者やパートナーによる身体的暴力を少なくとも年に 1, 2 回（80.3%）受けると回答している。こうした暴力は女性に対して深刻な心身の影響を与えており、2020 年の UNFPA の調査によると、医療や社会福祉に係る費用の増加や、女性の労働参加や経済活動の低下の要因となり、モンゴルにおいて年間約 380 億円相当の経済損失が生じているとされる。

こうした状況に鑑み、モンゴル政府は「ジェンダー平等の確保に向けた分野横断的戦略および行動計画（2022～2031 年）」を策定しており、その中で目標 1.5「ジェンダーに基づく暴力への分野横断的な連携と協力の強化」が規定されている他、家庭内暴力撲滅法（2004 年成立）により、家庭内暴力を予防・対処し、被害当事者やその家族の保護や安全確保のために必要なサービスの提供について、各政府関係機関や支援機関の責務を定めている。当該法律で規定された、被害当事者を一時的に保護する施設であるシェルターやワンストップセンターの設立・運営の取り組みもモンゴル政府によって進められており、特に家族・労働・社会保障省傘下の児童・家族開発・保護庁や、警察庁、NGO 等を中心に、全国で合計約 40 の施設において、

年間約 5000 人の家庭内暴力被害当事者に保護サービスを提供している。しかし、これら施設の多くは家庭内暴力被害当事者の中でも、虐待やネグレクトを受けた児童の受入に注力しており、成人女性の被害当事者を受け入れられるシェルターは限られる。また、成人女性の被害当事者支援にかかる十分な政府の予算配分や、心理・医療・法律・社会福祉・労働等の様々な側面から支援を提供する専門職員の配置、被害当事者に寄り添った質の高いサービスの提供については未だ課題がある。

特に現在の支援制度は、主に短期的な保護に焦点を当てており、シェルターを出た後の長期的な自立・社会復帰に対する支援が不十分であることが指摘されている。成人女性の GBV 被害当事者が受けられるサービスのうち、特に社会福祉・労働面についての対応は不十分であり、法律により、被害当事者は、児童養育手当などの短期間の現金給付、食料支援、ライフスキルの習得や雇用などの経済的自立に向けたサポートを受けられることが定められているが、実際は一部のケースに限られている他、研修や雇用に関するサポートを受けたケースは少ない。成人女性の被害当事者の中には、シェルターを出た後、安定した住居がないために、一時的には親戚や友人の家に滞在したり、借金をして住居を借りたりするケースもあるが、長くは続けられず、元の暴力的な環境へ戻らざるを得ない場合も多いとされる。そのため、成人女性の GBV 被害当事者の中長期的な自立・社会復帰に向けた支援体制の強化が求められている。

このような背景から、本個別専門家は、家族・労働・社会保障省を主なカウンターパートとして、成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰にかかるパイロット活動の実施等を通して、被害当事者中心アプローチに基づいた中長期的かつ、より効果的な GBV 被害当事者支援の施策について、モンゴル政府に助言を行うものである。

(2) モンゴルにおけるジェンダーに基づく暴力分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対モンゴル国国別開発方針（2017 年）では、重点分野として「包摂的な社会の実現」が定められており、女性を含む全ての国民が経済開発の恩恵を受けることができるよう、基礎的社会サービスの質向上を支援することを掲げている。また、日本政府は 2015 年 9 月に、国連安保理決議 1325 号の実施のための国内行動計画「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定し、紛争影響国や脆弱国に於いて、GBV 被害者の保護や自立と社会復帰、予防や加害者処罰に向けた取組を強化することを表明している。2023 年 4 月には、国連安保理決議 1325 号の第三次国内行動計画を策定した。現在女性・平和・安全保障（Women, Peace, and Security: WPS）国家行動計画を策定中であるモンゴルにおいても GBV 対応を促進し、同分野における日本の経験を蓄積することで、WPS 主流化における日本の優位性、存在感の向上

に寄与する。

JICA では 2021 年にグローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」を策定し、「一人ひとりが、性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できるジェンダー平等な社会を実現する」ことを目指しており、更に 2023 年に策定したクラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」では、専門人材及び地域支援人材の育成、ならびに支援体制の強化に取り組むこととなっている。本事業はジェンダーに基づく暴力の被害当事者の自立と社会復帰のための支援体制の強化に寄与するものであり、上記の戦略に合致する。

なお、日本政府の支援としては、アジア開発銀行(ADB)の貧困削減日本基金(JFPR)を活用して実施された「女性と子どもに対する家庭内暴力撲滅プロジェクト」(2019 年 - 2023 年) が実施されており、5 つのシェルターの新設及び改修、GBV 被害当事者女性の生計向上プログラムを含む各種研修や関係者の能力開発、基礎調査、広報資材作成などが行われた。さらに JFPR では、2026 年にも新たな ADB 支援によるバヤンズルフ区のシェルターの運営に必要な家具や機材の供与を行っている。加えて、JICA の支援としては、課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」(2024 年) に国家人権委員会の職員が 1 名参加した。

(3) 他の援助機関の対応

- スイス開発協力庁 (SDC) および UNFPA が実施した「モンゴルにおけるジェンダーに基づく暴力対策」プロジェクト第 1 フェーズ (2016-2020)において、地方の 7 県およびウランバートル市内 4 地区の計 11 か所にワンストップサービスセンター (OSSC) を新設。同プロジェクトの第 2 フェーズにおいては、地方の 5 県およびウランバートル市内の 1 地区のシェルターの修繕と技術支援が行われた。
- 国際開発法機構 (IDLO) が実施した「モンゴルにおけるジェンダーに基づく暴力対策強化」プロジェクト (2019-2023)において、「被害者中心の視点から見たモンゴルの法制度とその実施状況評価」調査が実施された。調査結果に基づきガイドブックが作成され、裁判官、検察官、法執行官向けに研修が実施された。
- The Asia Foundation と World Vision in Mongolia が共同実施した「児童保護コンパクト・パートナーシップ」プロジェクト (2022-2024)において、暴力を受けた子ども被害者の紹介・識別ガイドが作成された。暴力の被害者および目撃者となった子どもに対する心理カウンセリング手法に関する研修を専門心理士に実施。また、性的搾取の被害を受けた子どもの長期的保護とリハビリテーションを提供する施設が児童・家庭開発・保護庁に新設、研修等を実施。
- セーブ・ザ・チルドレンが実施した「少女を暴力と搾取から守る」プロジェクトでは、トラウマに配慮した被害者に優しい心理支援サービスのための 11 モ

ジュールの研修マニュアルと手法が開発された（2023 年）。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、モンゴルにおいて、成人女性の GBV 被害当事者の保護や自立・社会復帰に係る研修、パイロット事業等を行うことにより、家族・労働・社会保障省を含む関係者の被害当事者支援体制の強化を図り、もって被害当事者の経済的自立と社会復帰の促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ウランバートル市

(3) 総事業費（日本側）

0.70 億円

(4) 事業実施期間

2026 年 11 月下旬～2028 年 11 月中旬を予定（計 24 カ月）

(5) 事業実施体制

実施機関：家族・労働・社会保障省 家族政策局

協力機関：児童・家族開発・保護庁、ウランバートル市内の各区自治体（各役所に置かれた児童・家族開発・保護局含む多職種連携チーム（Multidisciplinary Team, MDT）、警察庁等

4. 事業の枠組み

(1) 成果

1. ウランバートル市内を中心に、成人女性の GBV 被害当事者の保護および自立・社会復帰支援に関する現状が整理され、実施機関/協力機関の職員の同課題に関する理解が向上する。
2. パイロット活動を通じて、成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰に向けた効果的なアプローチを検証し、実施機関/協力機関の支援サービス提供能力が強化される。
3. 成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰に向けた支援に関する制度上の課題と、パイロット活動から得られた知見・教訓が整理され、政策提言としてとりまとめられるとともに、全国の支援関係者を含む官民の多様なステークホルダーと共有される。

(2) 主な活動

- 1-1 成人女性の GBV 被害当事者の保護および自立・社会復帰に向けた取り組みに関

連する官民のステークホルダー⁹について、ウランバートル市内を中心に把握する。

1-2 1-1 で把握したステークホルダーについて、成人女性の GBV 被害当事者の保護および自立・社会復帰に関する支援の実態及び能力を分析し、研修ニーズを確認する。

1-3 児童・家族開発・保護庁（GACFDP）や NGO、ドナー等の過去の研修モジュールを確認し、成人女性の GBV 被害当事者の保護および自立・社会復帰に向けた支援能力開発のための研修計画及び必要な研修モジュール・教材を作成する。

1-4 上記で策定された、GBV 被害者の保護、自立・社会復帰を促進するための能力研修を、ウランバートル市内を中心に実施する。

2-1 M/M に記載のクライテリアを中心に検討し、パイロット地域を選定し、パイロット活動の裨益者を特定する。

2-2 パイロット地域において、成人女性の GBV 被害当事者を中心に、自立・社会復帰に向けた支援に関する裨益者のニーズを把握するための分析を実施する。

2-3 パイロット地域を中心に自立・社会復帰支援に有用なリソース、協力的な機関・企業等を特定する。

2-4 成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰支援（起業支援及び就職支援等）にかかる効果的な支援アプローチ・方法を模索するためのパイロット活動を計画する。

2-5 策定されたパイロット活動計画の実施を支援する。

2-6 パイロット活動のモニタリングを行い、知見や教訓をとりまとめる。

3-1 成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰に向けた支援に関する制度上の課題¹⁰を分析するとともに、中進国を中心とした他国との比較や、国際的な基準等との比較を行う。

3-2 3-1 の分析結果、および成果 2 のパイロット活動から得られた知見と教訓に基づき、成人女性の GBV 被害当事者の自立・社会復帰にかかる政策提言を策定する。

3-3 官民のステークホルダーに対し、活動の成果等について共有するセミナーを実施し、3-2 の政策提言について共有する。

以上

⁹ 家族・労働・社会保障省、児童・家族開発・保護庁、警察庁、児童・家族開発・保護庁のシェルター、警察のシェルター、その他機関の運営するシェルター、シェルター予算を配分する各区の区長等、各区の児童・家族開発・保護課、ホロ一長を含むMDT、NGO、ドナー、自立・就労支援員含む、生活困窮者を対象としたJICAの他事業の関係者等。

¹⁰ サービス提供体制や調整メカニズム、政策、予算、法律等に関連して。